

平成18年12月18日(月曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	煤	津	博	士	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田		孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	義	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	吉	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	文	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	高	佐	藤	陽	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	藤	竹	敬	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

13番	高	橋	秀	治	議員
-----	---	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
	選挙管理	委員会			
奥山幸助	選挙管理	委員会	佐藤勝義	農業	委員会会長
	委員	長			
那須義行	総務課長(併)選挙管理		片桐久志	総合	政策課長
	委員会事務	局長			
秋場元	総合	政策課	菅野英行	総合	政策課行財政
	財務	室長		改革	推進室長
尾形清一	総合	政策課	三瓶正博	税務	課長
	企業	立地			
有川洋一	市民	生活課	浦山邦憲	建設	課長
	長				
柏倉隆夫	建設	課都市	犬飼一好	花・緑・せせらぎ	推進
	整備	室長		推進	課長
佐藤昭	下水道	課長	安孫子政一	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	斎藤健一	健康	福祉課
	長			長	
鈴木英雄	会計	課長	荒川貴久	水道	事業所
兼子良一	病院	事務	芳賀友幸	教育	長
	長				
熊谷英昭	学校	教育課	菊地宏哉	学校	教育課
	長			指導	推進
				室	長
工藤恒雄	生涯	学習	安孫子雅美	監査	委員
	スポーツ	振興			
	課	長			
宇野健雄	監査	委員	清野健	農業	委員会
	事務	局長		事務	局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成18年12月18日(月)

決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 認第 3号 平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 4号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 5号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 6号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 7号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 8号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 9号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第10号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第11号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 議第65号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 11 議第66号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 〃 12 議第67号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 13 議第68号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 〃 14 議第69号 寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 〃 15 議第70号 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 〃 16 議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 〃 17 議第72号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 18 議第73号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 19 議第74号 天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議について
- 〃 20 請願第5号 「郵便局の住民サービス確保に関する意見書」提出についての請願
- 〃 21 請願第6号 地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 22 請願第7号 村山総合支庁西庁舎を存続し、地域づくりの拠点として機能の充実を図るよう、県に対して「意見書」の提出を求める請願
- 〃 23 陳情第7号 リハビリテーション打ち切りの調査と改善のため政府への意見書提出を求める陳情
- 〃 24 陳情第8号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める陳情
- 〃 25 陳情第9号 医師・看護職員確保対策の充実についての陳情
- 〃 26 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告

(2) 文教厚生委員長報告

(3) 建設経済委員長報告

(4) 予算特別委員長報告

(5) 決算特別委員長報告

日程第 2 7 質疑、討論、採決

” 2 8 議会案第 5 号 郵便局の住民サービス確保に関する意見書の提出について

” 2 9 議会案第 6 号 中小企業の金融環境の改善及び金融の円滑化に関する意見書の提出について

” 3 0 議会案第 7 号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書の提出について

” 3 1 議会案第 8 号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について

” 3 2 議会案第 9 号 医師・看護職員確保対策の充実強化を求める意見書の提出について

” 3 3 議案説明

” 3 4 委員会付託

” 3 5 質疑、討論、採決

閉 会

平成18年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時40分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。佐藤議会運営副委員長。

〔佐藤陽子議会運営副委員長 登壇〕

○佐藤陽子議会運営副委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、本日午前9時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号の5案件であります。

追加議案の取り扱いについては、議案第5号から議案第9号までを上程し、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第1認第3号から日程第25陳情第9号までの25案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第26、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

○新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名中6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第69号、議第70号、議第74号、請願第5号及び請願第7号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第69号寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、システムの利用は全国的に使用可能かとの問いがあり、当局より、山形県の業務とそれぞれ市町村での業務で電子申請が可能ですとの答弁がありました。

委員より、市民へのPRはどのように考えているのか。また、体育館などの使用申請も可能かとの問いがあり、当局より、住基カードを使って電子申請ができるということを知周知するため、市報に掲載してまいります。また、公の施設については、システムが整備され次第、申し込みができるようにしてまいりますとの答弁がありました。

議第69号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、運行延長によって予算的に変わるのかとの問いがあり、当局より、これまでの運営費の分担割合を30パーセントと決めてきた経緯があり、今後も必要経費の3割相当分を寒河江市で負担するという方向で進められていますとの答弁がありました。

委員より、天童市市営バスは午後6時ごろが最終便となっている。それ以降の利用者の利便性をどのように考えているのかとの問いがあり、当局より、来年度から寒河江ターミナル発の最終便について、午後7時で検討されていますと答弁がありました。

議第74号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「郵便局の住民サービス確保に関する意見書」提出についての請願を議題とし、担当

職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号村山総合支庁西庁舎を存続し、地域づくりの拠点として機能の充実を図るよう、県に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より、今全国的に行政も議会も行革に対しては当然何らかの形で取り組まなければならない時代の流れと考える。願意は妥当とは認められないとの意見がありました。

委員より、山形市には県庁と村山総合支庁があり、山形市に集中していることから、逆に西庁舎の機能を高め、地域振興の拠点として存続させるべきと考えるとの意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時33分から市議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第67号、議第68号、議第71号、議第72号、議第73号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第67号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、医療給付費について税の収入が減る見込みというが、案分率の改定に不備があったということかとの問いがあり、当局より、案分率については、6月に改定しました。このたびの補正は国保運営協議会などの意見をいただき、できるだけ前年度繰り入れなどを見込み、低い税率改正をも行った結果、国保税の収入について減額が見込まれるためですとの答弁がありました。

ほかに報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、老人保健の場合、幾ら以上が高額医療に該当するのかとの問いがあり、当局より、外来の場合は1万2,000円以上、外来と入院の場合は世帯単位で計算されますが、9月30日までは4万200円以上で、10月1日からは4万4,400円以上となりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号山形県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、保険料軽減相当額というのは、自治体で減免した額を自治体独自で連合に納付する形になるのかとの問いがあり、当局より、保険料徴収は市町村が担当しますが、減免相当分は市町村が広域連合に負担することになりますとの答弁がありました。

委員より、広域連合になった場合、対象人口は幾らかとの問いがあり、当局より、対象人口は山形県では約15万人、寒河江市では約5,500人ですとの答弁がありました。

委員より、職員をどうするのか。新しく採用するのか。そして何人か。事務所は山形市ということで、

具体的にどこになるのかとの問いがあり、当局より、今は準備事務局10名、来年設立までの準備に22名、制度が始まる20年4月の段階で26名の職員体制で事務に当たることになっております。職員は採用するのではなく、県の職員と国保連合会からの派遣、県内35市町村から派遣される職員で事務をやっていく予定です。事務所は今現在自治会館の中に国保連合会がありますので、同居して事務を進めています。連合会事務局が移転する場合は、今と同じように事務所を借りたいと申し入れをしていますとの答弁がありました。

委員より、広域連合議会での議員の選び方ですが、これだと一つの市などに偏ることも考えられるがとの問いがあり、当局より、選出については、議員からの議員の場合ですと、市議会議長会と町村議会議長会の方へ推薦を依頼した中で調整をお願いするということですよとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第71号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、市の保育所をこれからもこの指定管理者制度に任せていく計画なのかとの問いがあり、当局より、基本的には行革大綱の中で方針を打ち出しており、その先については大綱で考えている方針でいくということですよとの答弁がありました。

委員より、みなみ保育所を指定管理者にした場合、経費の差はどのぐらいなのかとの問いがあり、当局より、およそ百二、三名ぐらいの人数を考えますと、指定管理者については7,000万円ぐらいの経費であり、障害児保育負担、延長保育などの別途経費を合わせると、8,200万円ぐらいと考えており、現在のみなみ保育所での経費は1億200万円ぐらいかかっているの、2,000万円程度の経費の差かと試算しているところですよとの答弁がありました。

ほかに御報告するほど質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議題72号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、寒河江温泉組合というが、実際どこが管理し、業務を委託する上で、さらにどこかに委託する可能性があるのかとの問いがあり、当局より、運営全般的なものは温泉組合でやりますが、細かい業務はさらに委託することはあり得ると考えられますとの答弁がありました。

委員より、指定管理者制度になると、料金は制度上変えられるわけで、今回組合はそういう提案もしているが、料金はあくまで市が決めるのかとの問いがあり、当局より、料金については、条例で決まっております、それを最高限度額として指定管理者が決定できますが、その場合の市との協議ですが、今のところ具体的な協議はなされていませんとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第73号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第7号リハビリテーション打ち切りの調査と改善のため政府への意見書提出を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、状況を踏まえ、実態の調査をしてやっていこうとすることなので賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号療養病床の廃止・削減計画の中止を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、私たちの身の回りにも困っている人がたくさんいる中ですので賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号医師・看護職員確保対策の充実についての陳情を議題とし、担当書記による陳情書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、地域医療を守るためにも賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第9号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第66号、請願第6号の2案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第66号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月1日午前10時2分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第65号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

議第65号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月18日午前9時30分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

議第65号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

○猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月5日午前9時30分から本議場において委員19名中17名出席、当局から市長をはじめ助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後、監査委員の報告を受け、質疑に入りました。

最初に、認第3号平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1.市税の未収金及び一時借入金について、1.新寒河江温泉の供給単価について、1.チェリークア・パークの都市計画税の適用について、1.中心市街地活性化センターの使用料及び年間利用者数について、1.チェリーランド施設の利用者数について、1.未済額が増額している中で収納率を上げていく上での取り組み、考え方について、1.保育料や市営住宅の家賃及び学校の給食費の未納について、1.中心市街地活性化センターの貸付料など、未収金の回収のための対応について、1.納税者との信頼関係における徴収体制について、1.投資的事業に対する考え方について、1.介護予防における取り組んだ事業内容について、1.学校の安全と児童生徒の登下校の安全の取り組みについて、1.労働衛生委員会の開催状況について、1.人事行政の運営等の状況の公表について、1.職員の1年間における年次有給休暇の取得状況等についてなどの質疑に対し、当局より、それぞれ答弁がなされました。

次に、認第4号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第5号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1.下水道使用料金及び受益者負担金の滞納について、1.下水道普及の取り組みについて、1.下水道の普及を高めることと、汚泥処理の周知について、1.チェリークア・パークの下水道の受益者負担金徴収についてなどの質疑に対し、当局より、それぞれ答弁がなされました。

次に、認第6号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めましたが質疑はありませんでした。

次に、認第7号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1.国民健康保険税の滞納者に対する措置について、1.国民健康保険税の金融機関からの引き落とし状況についてなどの質疑に対し、当局より、それぞれ答弁がなされました。

次に、認第8号平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成17年

度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第10号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第11号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、質疑を求めましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会しました。

次に、本日12月18日午前9時46分から本議場において、委員19名中18名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

認第3号から認第11号までの9案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第3号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第11号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第27、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

○遠藤聖作議員 委員長報告は可決ですか、採択すべきものであるというふうな報告でありました。これについては、私も事前にいただいていた指定管理者申し込み、3社によるコンセプトの評価が配られて、詳しいことはわからなかったわけですが、どのような当局の判断があって、そして議会としてどのような根拠を持ってこの3社のうちの1社に指定管理者をゆだねるべきだというふうな判断に至ったのか、その審議の経過をより詳しくお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○新宮征一議長 文教厚生委員長。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時37分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。荒木文教厚生委員長。

○荒木春吉文教厚生委員長 答弁いたします。

委員会ではいろいろ質疑が出されましたけど、お渡ししてある資料に基づいて採決に行きました。

○新宮征一議長 遠藤議員。

○遠藤聖作議員 採決したのは承知しております。今ここに報告されたわけですから。問題はどのような議論を経て採決に至ったかということ、率直にお知らせいただきたいということでお聞きしたわけです。

配布してある資料といいますけれども、私が当初議案配布を受けたときにいただいた資料と、73号に対する資料ということで、添付資料しか私はいただいているわけですが、そのほかに何か資料があるのかどうか。議論に至った経緯。

特にその中で、3社の中で際立って温泉組合の評価が高いのがナンバーの1、施設運営に関する方針が他社よりも2ポイント、それからナンバーの12、提案金額のところ、これも他社より2ポイント多い、これが決定的な差でないかなというふうに思ったわけです。

ですから、その具体的な中身がどうだったのかを、議会の中で当然これは市民の負託を受けて審議をしているわけですので、透明性を持って、公平に審議をして決定しなきゃいけないわけですから、そのことがどうだったのかを市民に明らかにする責務が議会にはあるということでお聞きしたわけです。

それについての御答弁がないので、改めてお伺いをします。

○新宮征一議長 荒木文教厚生委員長。

○荒木春吉文教厚生委員長 答弁します。

今遠藤議員から質問ありました件について、いろいろ質疑、応答があった、採決した後、資料請求に基づいて後で資料が渡っていると思いますが。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時58分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。荒木文教厚生委員長。

○荒木春吉文教厚生委員長 主な経過については、私の報告したとおりですが、委員より、指定管理者制度の評価基準などの質問があり、その後議第73号の資料に基づき、質疑を進め、採択に至りました。委員より求められた資料については、採決後に渡されたものです。

○遠藤聖作議員 そういうことであれば、議会の審議のあり方が問われる手法だったのではないかということの一つは指摘しておきたいと思います。要するに、正確な資料がないまま採決に至ったということですので、今後の議会のその他のいろんな審議をする上でも、議員が十分な情報なしに採決に臨まざるを得ないというような結果に至ったということについては、私は大変遺憾だと思っています。

改めて当局に質問できないわけですので、問題点だけを指摘しておきたいと思います。その施設運営に関する方針の中で、総体的には3カ年の経費の合計はほぼA、Bも全く同じに近い金額でした。そこで、どういう点で差がついたのかというのがよくわからないわけです。提案金額です。提案金額について見ますと、ほとんど同じ金額でした。3カ年の合計で見ますと、初年度は若干差がついているようでしたけども、極端に2点もの差がつく理由が見当たらなかったわけです。

それから、運営に関しての提言、コンセプトの中で、無料券を配布するというのが温泉組合の特徴でした。これを、つまり無料券をいろんな場所で配布をするということが提案の中でなっていました。これは、最終的にだれが負担をするのか、だれが、その指定管理者がその分を負担するわけないわけですので、寒河江市がそれを認めたということになるのかなというふうに思います。配布枚数あるいは配布場所あるいは配布形態等について、議会は十分な精査をする時間も余裕もないままこれを認めてしまったということになるわけで、ちょっと大きな問題を残したと。この点については、やっぱり公平性を考えますと、いろんな問題が発生するおそれがあります。そういう意味で、コンセプトの中にこれを認めて、しかも採択の大きな要因として考えたとすれば、やっぱり十分な説明責任が、当局には行う責任があると私は思います。

しかも、無料券の配布というのは、いわばルール違反のようなものでありまして、指定管理者に応募した3社の中で、1社だけが無料券の配布ということが提案して認められたということになれば、そういう

ことができるというのであれば自分たちも提案したということも考えられます。本来、指定管理者のいわゆる指定の条件の中にそのことが内々伝わっていたおそれも、疑わしいおそれもあるというふうに私は思います。ですから、そういうことが十分解明されないままその指定に至るということは、私は納得できないし、後日このことについて当局の十分な説明を受けたいというふうに思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○新宮征一議長 議第73号についてほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

請願第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択とすることに決しました。

請願第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

請願第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第7号は不採択とすることに決しました。

陳情第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第7号は採択とすることに決しました。

陳情第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第8号は採択とすることに決しました。

陳情第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第9号は採択とすることに決しました。

議 会 案 上 程

○新宮征一議長 日程第28、議会案第5号から日程第32、議会案第9号までの5案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第33、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第9号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第34、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号から議会案9号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第35、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

議会議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

議会議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

議会議案第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後零時12分

○新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて、平成18年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 松 田 孝

同 上 川 越 孝 男